

健全化判断比率及び資金不足比率の制度概要

健全化判断比率及び資金不足比率とは、平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、算定及び公表が義務付けられたもので、町の財政状況を判断するための指標です。

前年度の決算に基づき算定され、監査委員の監査に付し議会へ報告するとともに、町民の皆様へもお知らせするものです。

□ 健全化判断比率

健全化を判断する比率は、次の4つの比率です。それぞれに、「早期健全化基準」(黄信号)、「財政再生基準」(赤信号)が設けられており、早期健全化基準以内が健全段階となります。

早期健全化基準を超えた場合には「財政健全化計画」、財政再生基準を超えた場合には「財政再生計画」の策定により、健全化を目指すことになります。

1. 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

2. 連結実質赤字比率

全会計(財産区を除く)を対象とした実質赤字額(公営企業は資金不足額)の標準財政規模に対する比率

3. 実質公債費比率

一般会計等が負担する借入金償還金の標準財政規模に対する比率

4. 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

□ 資金不足比率

公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。この比率には、「経営健全化基準」(黄信号)が設けられています。

【用語解説】

- 一般会計等 …… 普通会計として毎年総務省へ財政状況を報告している会計で、当町の場合、一般会計と飲料水供給事業会計を合わせたもの。
- 標準財政規模 …… 地方公共団体の標準的な行政運営に必要な一般財源の規模。
標準税収入、普通交付税、地方譲与税等の合計額で、当町の令和7年度の標準財政規模は 7,102,716 千円。